

福岡エコ運動協力店登録実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、福岡市が推進する食品ロス削減事業(以下、「福岡エコ運動」という。)の趣旨に賛同し、食べ残しや売れ残り等の食品ロス削減に取り組む福岡市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等(以下「飲食店等」という。)を「福岡エコ運動協力店」(以下「協力店」という。)として登録するために必要な事項を定め、食品ロス削減に関する情報等を広く紹介することで、飲食店等の利用者への意識啓発を図り、ひいては食品廃棄物の削減に資することを目的とする。

(対象事業者)

第2条 福岡市内の飲食店や宿泊施設、食品小売店等を営業する者とする。

(登録要件)

第3条 次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 別表において、業種区分に応じて定めた各取組項目のうち、1項目以上を実践すること。
- (2) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(取組内容)

第4条 協力店は、次の項目に取り組むこととする。

- (1) 協力店は、別表に定めるもののうち選択した項目を積極的に実践し、食品廃棄物の発生抑制に努める。
- (2) 協力店は、市から交付されたステッカー等を掲示し、利用者へ福岡エコ運動について積極的にPRし、周知を図る。
- (3) 協力店は、福岡市が実施する福岡エコ運動に関する調査へ協力する。
- (4) 酒類販売、酒類を提供する協力店は、飲酒運転撲滅の取組みを推進すること。

(持ち帰りへの対応)

第5条 別表に定める持ち帰りへの対応を実施する協力店は、次の各号に従い実施すること。

- (1) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者からの申し出があった場合に行うこと。

- (2) 持ち帰りの提供は、持ち帰り希望者に衛生上の注意事項等を十分に説明し、持ち帰った料理を食したことにより、食中毒等の食品事故が発生した場合、持ち帰り希望者による自己責任となる旨を、持ち帰り希望者との合意の上に行うこと。
- (3) 協力店は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令によって定められた衛生管理を遵守すること。
- (4) 加熱調理済みの持ち帰りに適した食品を提供し、生鮮食品(生鮮魚介・生鮮野菜・生鮮果物)などは、持ち帰り希望者からの要望があっても提供しないこと。
- (5) その他持ち帰りの取り扱いについて、注意書きを添えるなど、食中毒等の予防をするための工夫をすること。

2 市は、食べ残しの持ち帰りについて、食中毒やその他体調に異変が起きた場合等の一切の責任を負わないものとする。

(申込方法)

第6条 協力店として登録を希望する飲食店等の代表者（以下「希望者」という。）は、申込書（様式第1号）を市へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。

2 市は、希望者から提出された申込書の内容を確認し、第3条の要件を満たす場合は、協力店一覧へ記載するとともに、希望者に対してステッカー等を交付する。

(登録店の紹介)

第7条 市は、登録した協力店の取組内容等を、市ホームページや市政だより等で紹介する。

2 希望者は応募した時点で店舗情報の掲載に同意したものとする。

(登録の中止)

第8条 協力店は、第3条の要件を満たさなくなった場合又は飲食店等を廃止する場合は、登録中止届（様式第2号）により市へ届け出るとともに、交付物等の掲示を取り止めなければならない。

2 市は、登録中止届の内容を確認し、協力店一覧及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録内容の変更)

第9条 協力店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第3号）により市へ届け出る。

(登録の抹消)

第10条 市は、協力店が第3条の要件を満たしていない場合又は信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。

2 登録を抹消された協力店は、速やかに市からの交付物の掲示を取り止めなければならない。

附則

この要領は、平成28年2月24日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業種	取組項目
飲食店、 宿泊施設	（１）適量メニュー等の導入
	ご飯や料理の量の調節、小盛メニュー又はハーフサイズメニューの設定、品質を上げて量を減らすメニューの設定、人数や参加者の好みを考慮した料理プランの提案 等
	（２）食べ残し削減の呼びかけ
	宴会等での食べきり呼びかけ 等
	（３）店舗でのポスター等の掲示による啓発活動
	ポスターの掲示 等
食品小売 店等^{※1}	（１）手つかず食品^{※2}の削減につながる販売の取組み
	^{※2} 手つかず食品とは、賞味・消費期限切れ等により料理の食材として使用又は食品として販売されずに直接廃棄されたもの。
	ばら売り・量り売り・少量パックによる販売、閉店間際の割引販売、フードシェアリングサービスの利用 等
	（２）食材の発注、惣菜等の製造・調理段階での取組み
	過剰除去などの調理くずの削減、ICT や AI 等を活用した需要予測システムによる発注・製造量の調整 等
	（３）店舗でのポスター掲示等による啓発活動
ポスターの掲示、店内放送 等	
（４）上記以外の食品ロスを削減する独自の取組み	
イートインコーナー等での取組み、フードバンクへの寄付、食品リサイクルの推進 等	

^{※1}食品小売店等とは、食品の小売りを業として行う食品スーパー等の小売店、および製造した商品をその場所で販売する店（菓子屋、パン屋、惣菜店など）